

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
翌日  
が休業  
の日  
に当  
る)

## 目 次

◇規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則(職員課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

- 一 組織改正に伴う改正
  - 1 県民室の設置に伴い、個人情報保護条例に係る事務が総務課から県民室へ移管されることにより所要の規定の整備をすることとした。
  - 2 水産振興局の設置に伴い、従来、部長専決事項としていた漁業の許可等を局長の専決事項とすること及び局長の代決権を整備することとした。
- 二 その他
  - 所要の規定の整備をすることとした。
- 三 施行期日
  - この規則は、平成十一年七月一日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第五十二号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則(平成八年四月鳥取県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「林業専門技術員室」の下に、「水産振興室」を加え、同条第十六号中「課長又は係長」を「又は課長」に、「課又は課の内部組織」を「又は課」に改め、同号の次に次の二号を加える。

十七 係長 組織規則第十五条第五項の規定により置かれる課の内部組織の長(課内室長を除く。)をいう。

十八 局長 水産振興局設置規則(平成十一年六月鳥取県規則第四十五号)第三条の規定により置かれる局長をいう。

第三条中「及び別表第二」を「から別表第三まで」に改める。

第四条第五項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「別表第二」の下に「及び別表第三」を加え、「同表」を「これらの表」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「及び別表第二」を「から別表第三まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「専決事項は」の下に「、次項に定めるもののほか」を加え、同項の次に次の一項を加える。



8 同法第67条第5項の規定による海区漁業調整委員会の指示に対する異議を申し出るべき旨の催告			○						
9 同法第67条第7項の規定による海区漁業調整委員会の指示に従うべきことの命令			○						
10 同法第72条の規定による漁業者等に対する漁場の標識の建設等の命令			○						
11 同法第97条の2第1項の規定による海区漁業調整委員会の委員が失職の要件に該当するかどうかの決定			○						
12 同法第117条の規定による漁業調整委員会に対する監督上必要な命令又は処分			○						
13 同法第120条の規定による他人の土地の使用等の許可及び当該土地の所有者等への通知			○						
14 同法第121条の規定による他人の土地に立ち入って営む漁業の許可			○						
15 同法第122条の規定による漁業に関する測量等のための他人の土地への立入り等の許可			○						
16 同法第124条第1項の規定による漁業者等が土地の所有者等と使用権設定の協議をすることについての認可			○						
17 同法第129条第1項又は第3項の規定による遊漁規則の制定又は変更の認可			○						
二 漁船法 (昭和25年 法律第178 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	18 同法第129条第6項の規定による遊漁規則の変更の命令		○						
	1 同法第3条の2第1項又は第2項の規定による動力漁船の建造、船舶の動力漁船への改造又は船舶の動力漁船への転用の許可 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○					境港水産事務所 所長
	2 同法第5条第2項の規定による動力漁船の建造等の許可の有効期間の延長 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○					境港水産事務所 所長
	3 同法第6条第1項の規定による動力漁船の建造等の許可の取消し			○					
	4 同法第7条の規定による動力漁船がしゅん工した場合等の認定 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○					境港水産事務所 所長
	5 同法第9条第1項の規定による漁船の登録 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○					境港水産事務所 所長
6 同法第11条第1項又は第3項の規定による漁船の登録票の交付又は再交付 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○					境港水産事務所 所長	

<p>7 同法第11条の2の規定による漁船及び登録票の検認                  (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの                  (二) (一)以外のもの</p>				○			境港水産事務所長
<p>8 同法第14条第3項の規定による漁船の登録の変更の登録                  (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの                  (二) (一)以外のもの</p>				○			境港水産事務所長
<p>9 同法第16条の規定による漁船の登録の取消し</p>				○			
<p>10 同法第18条の規定による漁船の登録の贈本の交付                  (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの                  (二) (一)以外のもの</p>				○			境港水産事務所長
<p>1 同法第2条の規定による船舶の船舶番号の決定及び船籍票の交付                  (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの                  (二) (一)以外のもの</p>				○			境港水産事務所長
<p>2 同法第5条第1項の規定による船籍票の書換え                  (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの                  (二) (一)以外のもの</p>				○			境港水産事務所長
<p>3 同法第5条第3項の規定による他の都道府県への申請書の送付                  (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの                  (二) (一)以外のもの</p>				○			境港水産事務所長
<p>4 同法第5条第4項の規定による船舶の船舶番号の決定及</p>				○			
<p>三 小型船舶及びの船籍及びの総トシ数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号)に基づき知事の権限に属する事務</p>							
<p>び船籍票の交付                  (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの                  (二) (一)以外のもの</p>				○			境港水産事務所長
<p>5 同法第7条の規定による船籍票の再交付                  (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの                  (二) (一)以外のもの</p>				○			境港水産事務所長
<p>6 同法第7条の2第1項の規定による船舶及び船籍票の検認                  (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの                  (二) (一)以外のもの</p>				○			境港水産事務所長
<p>7 同法第8条の3の規定による船籍簿の贈本又は抄本の交付                  (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの                  (二) (一)以外のもの</p>				○			境港水産事務所長
<p>8 同法第9条の規定による小型船舶の総トシ数の測度                  (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの                  (二) (一)以外のもの</p>				○			境港水産事務所長
<p>1 同法第15条第1項の規定による保護水面の指定について                  の農林水産大臣への申請</p>				○			
<p>2 同法第17条第2項の規定による保護水面の管理計画の変更についての農林水産大臣への認可の申請</p>				○			
<p>3 同法第18条第1項の規定による保護水面の区域内における埋立等の工事の許可</p>				○			
<p>四 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づき知事の権限に属する事務</p>							

五 漁船損害 等補償法 (昭和27年 法律第28号) に基づき知 事の権限に 属する事務	4 同法第22条第2項の規定によるさく河魚類の通路となつて いる水面に設置した工作物の 管理の命令								
六 漁業災害 補償法(昭 和39年法律 第158号) に基づき知 事の権限に 属する事務	1 同法第105条第1項第1号 1口の規定による区画漁業等 に係る水域の決定 2 同法第105条第2項第2号 2口の規定による小型漁船によ り行う漁業に係る区域及び区 分の決定								
七 卸売市場 法(昭和46 年法律第35 号)に基づ き知事の権 限に属する 事務	1 同法第63条の規定による入 荷数量等の公表							水産物卸 売市場長	
八 鳥取県営 境港水産物 卸売市場の 設置及び管 理に関する 条例(昭和3 9年鳥取県 条例第19号) に基づき知 事の権限に 属する事務	1 同条例第3条の規定による 市場施設の利用の許可 (一) 関係事業者施設用地に係 るもの (二) (一)以外のもの							水産物卸 売市場長	
九 鳥取県営 境港水産物 卸売市場の 管理規則 (昭和57年 3月鳥取県 規則第23号) に基づき知 事の権限に 属する事務	1 同規則第4条第2項の規定 による市場の臨時の開場又は 休場の決定 2 同規則第5条第1項ただし 書の規定による市場の開場時 間の変更 3 同規則第9条第1項の規定 による仲卸業務の許可 4 同規則第11条第2項の規定 による仲卸業務許可証の再交 付 5 同規則第16条第1項の規定 による仲卸業務の許可の取消 し 6 同規則第18条第1項の規定 による売買参加者の登録 7 同規則第23条第1項の規定 による売買参加者の登録の取 消し 8 同規則第24条第1項の規定 による附属営業の許可 9 同規則第25条の規定による 附属営業の開始等の届出の受 理 10 同規則第26条第1項の規定 による附属営業の許可の取消 し 11 同規則第32条第1項ただし 書の規定による自己の計算に おいて卸売を行うことの承認 12 同規則第33条第1項ただし 書の規定による水産物の保管 場所の指定 (一) 関係事業者施設用地に係							水産物卸 売市場長	



<p>27 同規則第54条第2項の規定による市場内での禁止行為に違反した者に対する行為の制止又は市場外への退去等の命令</p>						○	水産物地卸 商庫長
<p>28 同規則第55条第2項の規定による市場施設の補修又は費用の弁償の命令 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの</p>			○			○	水産物地卸 商庫長
<p>1 同規則第8条の規定による漁業の許可 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの(定数漁業の許可及び新たな漁業の許可を除く。) (二) (一)以外のもの</p>			○			○	境港水産事務所 所長
<p>2 同規則第9条第2項の規定による定数漁業に係る許可の申請の期間の決定</p>			○				
<p>3 同規則第12条第1項の規定による漁業の許可の内容の変更の許可 (一) 境港水産事務所管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>			○			○	境港水産事務所 所長
<p>4 同規則第15条の規定による許可証の書換え交付及び再交付 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>			○			○	境港水産事務所 所長
<p>5 同規則第17条第1項の規定による起業の認可</p>			○				
<p>6 同規則第18条第1項の規定による起業の認可の変更の許可 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>			○			○	境港水産事務所 所長
<p>7 同規則第19条第1項の規定による起業の認可に基づく漁業の許可 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>			○			○	境港水産事務所 所長
<p>8 同規則第23条第1項の規定による漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度の決定</p>			○				
<p>9 同規則第24条第1項又は第3項の規定による定数漁業に係る漁業の許可及び起業の認可の申請が定数を超える場合の当該許可又は認可の基準の決定</p>			○				
<p>10 同規則第26条第1項第2号及び第3号の規定による定数漁業の規模及び漁業の決定</p>			○				
<p>11 同規則第28条第1項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消し</p>			○				
<p>12 同規則第29条第1項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消し</p>			○				
<p>13 同規則第30条第1項又は第2項の規定による漁業の許可又は起業の認可の内容の変更等の命令</p>			○				

十 鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年9月鳥取県規則第46号)に基づき知事の権限に属する事務

<p>14 同規則第50条第1項の規定による漁業権の設定されている漁場内における岩礁の破碎等の許可</p>									
<p>15 同規則第51条第1項又は第6項の規定による水産動植物の採捕の許可又は当該許可の変更の許可</p>									
<p>16 同規則第52条第1項の規定による漁業の許可を受けた者に対する船舶のてい泊の命令</p>									
<p>17 同規則第53条第1項の規定による船舶の船長等に対する漁業に従事する船舶への乗組の制限又は禁止</p>									
<p>18 同規則第54条第1項の規定による船舶により漁業を営む者等に対する当該船舶のてい泊の命令</p>									
<p>19 同規則第55条の規定による船舶により漁業を営む者等に対する漁具等の陸揚げの命令又は漁具等の封印の実施</p>									
<p>20 同規則第59条第1項の規定による標識を設置すべき漁業及び夜間における標識の指定</p>									
<p>1 同規則第8条の規定による水産動植物の採捕についての許可</p>									
<p>2 同規則第13条第1項の規定による採捕の許可の内容の変更の許可</p>									
<p>3 同規則第19条第1項の規定による採捕の許可の取消し</p>									

<p>4 同規則第20条第1項又は第2項の規定による採捕の許可の内容の変更等の処分</p>									
<p>5 同規則第38条第1項又は第7項の規定による水産動植物の採捕の許可又は当該許可の変更の許可</p>									
<p>1 同法第123条の規定による組合（漁業協同組合連合会を除く。）の業務又は会計の状況の検査</p>									
<p>2 同法第124条第1項の規定による必要な措置を採るべき旨の命令</p>									
<p>1 漁港工事等の執行の決定                  (一) 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下一及び二において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの                  (三) 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの</p>									
<p>2 漁港工事等に係る起工の決定                  (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの                  (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>									
<p>3 漁港工事等に係る設計の変更</p>									

漁港課

十二 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく権限に属する事務

漁港工事（漁港整備事業及び沿岸漁場整備に係る工事をいう。以下一及び二において同じ。）に係る知事の権限に属する事務

<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの                  (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの                  (2) (1)以外のもの                  (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの                  (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの                  (1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの                  (2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの                  (3) (1)及び(2)以外のもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>4 漁港工事等に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること                  (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの                  (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>5 漁港工事等に係る請負契約の締結の決定                  (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>6 漁港工事等に係る土地、水面等の測量及び調査</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの                  (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの                  (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>7 漁港工事等に係る設計又は監督の委託の決定                  (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの                  (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの                  (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>8 漁港工事等の委託の決定                  (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>二 漁港工事等に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務</p>	1	2	3	4	5	6	7	8	9
<p>1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成                  (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下二において同じ。)が1億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>2 同規則第14条第1項(同規</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○

<p>則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定                  (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの                  (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定                  (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの                  (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>4 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定                  (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの                  (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定                  (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>0万円以上1億円未満の工事に係るもの                  (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認                  (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に變更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの                  (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に變更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>8 同規則第27条ただし書の規定による工事一括下請負等の承認                  (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に變更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの                  (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に變更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

<p>場合を除く。)が2億円未満の工事に係るもの</p>										
<p>9 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求</p>			○							
<p>10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託                  (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの                  (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)において、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額)が2億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの                  (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>			○							
<p>11 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令</p>			○							
<p>12 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p>			○							
<p>13 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更                  (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額</p>			○							
<p>を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの                  (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)において、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額)が2億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの                  (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>			○							
<p>14 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第68条第2項)において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定                  (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの                  (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)において、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額)が2億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの                  (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>			○							

	<p>15 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含ま。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○									
	<p>16 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○									
	<p>17 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事に係るもの</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○									
	<p>18 同規則第41条の規定による工期の延長の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○									

<p>億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億 円未満の工事に係るもの</p>	○					
<p>19 同規則第42条第1項の規定 による工期の短縮の要求 (一) 請負対象設計金額が2億 円以上の工事(請負契約金額 の締結後に請負対象設計金額 を変更した場合に变更后の 請負対象設計金額が2億円 以上となる工事を含む。)に 係るもの (二) 請負対象設計金額(請負 契約の締結後に請負対象設 計金額を変更した場合にあつ ては、当初の請負対象設計 金額(変更後の請負対象設 計金額が2億円以上となる 場合を除く。))が2億円未 満の工事に係るもの</p>	○					
<p>20 同規則第42条第2項の規定 による通常必要とされる工期 に満たない工期への変更の要 求 (一) 請負対象設計金額が2億 円以上の工事(請負契約の 締結後に請負対象設計金額 を変更した場合に变更后の 請負対象設計金額が2億円 以上となる工事を含む。)に 係るもの (二) 請負対象設計金額(請負 契約の締結後に請負対象設 計金額を変更した場合にあつ ては、当初の請負対象設計 金額(変更後の請負対象設 計金額が2億円以上となる 場合を除く。))が2億円未 満の工事に係るもの</p>	○					
<p>21 同規則第42条第3項の規定 による請負代金の変更及び必 要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が2億 円以上の工事(請負契約の 締結後に請負対象設計金額 を変更した場合に变更后の 請負対象設計金額が2億円 以上となる工事を含む。)に 係るもの (二) 請負対象設計金額(請負 契約の締結後に請負対象設 計金額を変更した場合にあつ ては、当初の請負対象設計 金額(変更後の請負対象設 計金額が2億円以上となる 場合を除く。))が2億円未 満の工事に係るもの</p>	○					
<p>22 同規則第43条の規定による 請負代金の額の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が2億 円以上の工事(請負契約の 締結後に請負対象設計金額 を変更した場合に变更后の 請負対象設計金額が2億円 以上となる工事を含む。)に 係るもの (二) 請負対象設計金額(請負 契約の締結後に請負対象設 計金額を変更した場合にあつ ては、当初の請負対象設計 金額(変更後の請負対象設 計金額が2億円以上となる 場合を除く。))が2億円未 満の工事に係るもの</p>	○					
<p>23 同規則第45条第5項の規定 による費用の負担の協議 (一) 請負対象設計金額が2億 円以上の工事(請負契約の 締結後に請負対象設計金額</p>	○					

<p>を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)については、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>24 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>25 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)に請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)については、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>26 同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)に請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)については、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>27 同規則第57条第1項の規定による工事的物の使用</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)に請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)については、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

<p>28 同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に变更后の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの</p>	○								
<p>29 同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害賠償の請求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に变更后の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの</p>	○								
<p>30 同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払</p>	○								
<p>31 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払</p>	○								
<p>32 同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認</p>	○								
<p>33 同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払</p>	○								
<p>34 同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認</p>	○								
<p>35 同規則第69条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に变更后の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの</p>	○								
<p>36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払</p>	○								
<p>37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決</p>									

<p>定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの                  (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合における、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。以下(三)において円未満の工事に係るもの(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>三 漁港法(昭和25年法律第137号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同法第27条第4項の規定による漁港管理会を設置した旨の農林水産大臣への届出                  2 同法第28条第4項第3号の規定による漁港管理会の委員の推薦                  3 同法第34条第2項の規定による漁港管理規程の制定又は変更の農林水産大臣への届出</p>	<p>○</p>									
<p>四 漁港法施行令(昭和25年政令第239号)第21条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた漁港法に</p>	<p>1 同法第19条第5項後段の規定による土地又は水面への立入りの許可                  2 同法第23条第1項の規定による工事の施行の順序等に関する必要な事項の指示                  3 同法第24条第1項後段の規定による土地又は水面への立入り等の許可</p>	<p>○</p>									

基づく事務

<p>4 同法第24条の2の規定による漁港修築事業の事業完了の認定</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>5 同法第34条第2項の規定による漁港管理規程の制定又は変更の届出の受理</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>6 同法第34条第3項の規定による漁港管理規程についての助言又は勧告</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>7 同法第37条第1項の規定による漁港施設の形質等の変更等の許可</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>8 同法第37条第2項の規定による漁港施設の原状回復の命令</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>9 同法第38条第1項の規定による漁港施設に係る利用方法及び料率の認可又はその変更の認可</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>10 同法第39条第1項の規定による工作物の建設等の許可</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>11 同法第39条第4項の規定による工作物の建設等についての協議</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>12 同法第39条第5項の規定による工作物の建設等の許可の取消し等又は行為の中止等の命令</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>13 同法第39条第6項の規定による工作物の建設等の中止等の命令</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>14 同法第39条第8項の規定による危害を防止するための施設をすべきことの命令</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>







船積終了後の甲種漁港施設利用の許可 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○	○	境港水産事務所 所長
11 同条例第12条第1項の規定による甲種漁港施設の使用又は当該施設に定着する工作物の新築等の許可		○			
12 同条例第13条第3項又は第4項ただし書の規定による占用料の減免若しくは分納又は占用料の返還を要しない事由の認定		○			
13 同条例第15条第1項の規定による許可若しくは承認の取消し等の処分		○			

附 則

この規則は、平成十一年七月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千三百円(送料を含む)】